

西中国山地国定公園

(島根県地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

## 目 次

1 変 更 理 由	3
2 施 設 計 画	4
(1) 利用施設計画	4
ア 単独施設	4
イ 道路（歩道）	6
3 参 考 事 項	21
(1) 指定植物	21
(2) 過去の経緯	23
(3) 公園区域	25
(4) 保護規制計画	26
ア 特別地域	26
(ア) 特別保護地区	27
(イ) 第1種特別地域	31
(ウ) 第2種特別地域	37
(エ) 第3種特別地域	43
イ 面積内訳	48
(ア) 地域地区別土地所有別面積	48
(イ) 地域地区別市町村別面積	50
(5) 利用施設計画	52
ア 単独施設	52
イ 道路	54
(ア) 車道	54
(イ) 歩道	56

## 1 変更理由

西中国山地国定公園は、中国山地の島根・広島・山口の3県にまたがる「冠山山地」一帯の地域からなる山岳公園で、学術上貴重な自然林や動植物の生息・分布地域の保護及び恐羅漢山、寂地山、安蔵寺山等の優れた山岳景観の保護並びにこれらの山々の間に見られる匹見峡、三段峡、寂地峡等の美しい渓谷の保護と適正な利用を図るため、昭和44年1月10日に国定公園に指定された。その後、平成8年9月4日には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われている。

今回は、島根県内における中国自然歩道の一部とされている公園計画の一部を変更し、通行不能区間の解消するとともに、より歩きやすく魅力のある路線として計画するものである。

## 2 施設計画

### (1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

#### ア 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表1：単独施設追加表)

番 号	種 類	位 置
1-17	駐 車 場	島根県益田市 (大神ヶ岳)

整備方針	旧計画との関係
大神ヶ岳、赤谷山の登山利用者のため、駐車場を整備する。	新規

イ 道路（歩道）

① 追加

次の歩道を追加する。

（表 2：道路（歩道）追加表）

番 号	路線名	区 間	主要経過地
1 - 4	大神ヶ岳登山線	起点－島根県益田市（紙祖・車道分岐点） 終点－島根県益田市（匹見・赤谷山）	大神ヶ岳

整 備 方 針	旧計画との関係
大神ヶ岳、赤谷山の登山ルートとして整備する。	新 規

② 変更

次の歩道を変更する。

(表3：道路(歩道)変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
1-1	奥匹見三の滝線	起点-島根県益田市(三の滝橋) 終点-島根県益田市 (広島県境・歩道分岐点)	奥匹見峡 恐羅漢山	昭54.11.2
1-3	裏匹見峡線	起点-島根県益田市(保矢ヶ原・野宮場) 終点-島根県益田市(広見)	裏匹見峡	昭58.2.2
3	中国自然歩道線	起点-島根県益田市 (下道川・国定公園境界) 終点-島根県益田市 (萩原・国定公園境界) 起点-島根県鹿足郡津和野町 (左鏡・国定公園境界) 終点-島根県鹿足郡津和野町 (安蔵寺山山頂)	表匹見峡 安蔵寺山	平8.9.4
4	安蔵寺山寂地峡線	起点-島根県鹿足郡吉賀町 (安蔵寺山山頂) 終点-広島県廿日市市 (字吉和西 ・歩道三段峡冠高原線分岐点) 終点-山口県岩国市(西奥)	安蔵寺山 河津 寂地山	平8.9.4

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要 経過地	整備方針	
1-1	奥匹見三の滝線	起点-島根県益田市 (三の滝・歩道分岐点) 終点-島根県益田市 (広見・歩道合流点)	奥匹見峡 恐羅漢山	奥匹見峡の散策ルート、及び恐羅漢山登山ルートとして整備する。	中国自然歩道に一部区間を振り替え、残り区間を存続する。
1-3	裏匹見峡線	起点-島根県益田市 (夫婦橋・歩道分岐点) 終点-島根県益田市 (魚飛・歩道合流点) 起点-島根県益田市 (鈴ヶ嶽下・歩道分岐点) 終点-島根県益田市(広見)		裏匹見峡の散策ルートとして整備する。	中国自然歩道に一部区間を振り替え、残り区間を存続する。
3	中国自然歩道線	起点-島根県益田市 (元組・国定公園境界) 終点-島根県益田市 (三の滝・歩道合流点) 起点-島根県益田市 (下道川・国定公園境界) 終点-島根県益田市 (萩原・国定公園境界) 起点-島根県益田市 (ふれあい橋 ・国定公園境界) 終点-島根県益田市 (裏匹見峡野営場) 起点-島根県鹿足郡津和野町 (左鏡・国定公園境界) 終点-島根県益田市 (伊源谷・国定公園境界) 終点-島根県鹿足郡津和野町 (香仙原・国定公園境界)	奥匹見峡 表匹見峡 裏匹見峡 安蔵寺山 伊源谷 香仙原	案内板の設置、歩道の修理など、中国自然歩道としての利用に対応した整備を行う。	一部区間を追加し、他の歩道計画から一部区間を振り替える。
4	安蔵寺山寂地峡線	起点-島根県鹿足郡吉賀町 (上高尻・歩道分岐点) 終点-広島県廿日市市 (字吉和西・歩道合流点) 終点-山口県岩国市(西奥)	安蔵寺山 河津 寂地山	安蔵寺山から県境の河津、寂地山を経て、寂地峡及び広島県境に至る登山道、縦走路、探勝歩道として整備を図る。	中国自然歩道に一部区間を振り替え、残り区間を存続する。

### 3 参考事項

#### (1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。(表4：指定植物)

科 名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	スギラン
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウラボシ	クラガリシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンド
ナデシコ	ワチガイソウ
キンボウゲ	タンナトリカブト、サンインヤマトリカブト (ダイセントリカブト)、イチリンソウ、リュウキンカ (エンコウソウ)、バイカオウレン、オキナグサ、ヤマシクヤク
メギ	トクワイカリソウ、ウラジロイカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、テリハキンバイ、ハスノハイチゴ、キビナワシロイチゴ
フウロソウ	イヨフウロ (シコクフウロ)、コフウロ、ビッチュウフウロ
グミ	ナツアサドリ
スマレ	シコクスマレ (ハコネスミレ)
アカバナ	ヒメアカバナ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチャクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチャクソウ
ツツジ	アカモノ (シロイワハゼ)、ウスギヨウラク、ヒカゲツツジ、ツクシシクナゲ (ホンシクナゲ、オキシクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
リンドウ	リンドウ、ミツガシワ
アカネ	サツマイナモリ、オオキヌタソウ
ムラサキ	ムラサキ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ゴマノハグサ	ヤマウツボ（ケヤマウツボを含む。）
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、オオバヒョウタンボク（アラゲヒョウタンボク）、 ダイセンヒョウタンボク
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ハクサンシャジン（ナガバシャジンを含む。）、キキョウ
キク	ミヤマヨメナ、テリハアザミ、マアザミ（キセルアザミ、ツクデマアザミ）、 オオニガナ、ヒメヒゴダイ、コウリンカ、サワオグルマ
ユリ	アサツキ、ヤマラッキョウ、シライトソウ、カタクリ、ショウジョウバカマ、 シロバナショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、イワショウブ、エンレイ ソウ、アマナ
アヤメ	ノハナショウブ
イネ	ヒゲノガリヤス
サトイモ	アキテンナンショウ（オモゴウテンナンショウ）、ヒメザゼンソウ
カヤツリグサ	オタルスゲ
ラン	ヒナラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、キンセイラン、ナツエビネ、 キエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、トケンラン、 シュンラン（ホクロ）、イチョウラン、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニ ノヤガラ、アケボノシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、サギソウ、 ミズトンボ、ジガバチソウ、クモキリソウ、ヨウラクラン、ヒナチドリ、ウチョ ウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、オオバノトンボソウ、コバノ トンボソウ、オオヤマサギソウ、トキシソウ、モミラン、ショウキラン

(2) 過去の経緯

ア 公園区域 昭和44年1月10日 (厚生省告示第5号)	区域の指定
イ 規制計画 昭和44年1月10日 (厚生省告示第6号)	特別地域及び特別保護地区の指定
平成8年9月4日 (環境庁告示第51~53号)	公園計画の全般的な見直し(再検討)
ウ 施設計画 昭和44年1月10日 (厚生省告示第6号)	利用施設計画の決定(集団施設地区等)
昭和48年3月13日 (島根県告示第180号)	利用施設計画の変更
昭和52年11月11日 (島根県告示第850号)	利用施設計画の変更
昭和54年11月2日 (島根県告示第924号)	利用施設計画の変更
昭和56年7月20日 (環境庁告示第69号)	利用施設計画の変更
昭和57年2月17日 (環境庁告示第16~17号)	利用施設計画の変更 (集団施設地区の区域指定及び詳細計画の決定)
昭和58年2月22日 (島根県告示第246号)	利用施設計画の変更
昭和58年9月30日 (島根県告示第1013号)	利用施設計画の変更
昭和60年4月19日 (島根県告示第385号)	利用施設計画の変更
昭和62年9月11日 (島根県告示第920号)	利用施設計画の変更

平成元年1月17日  
(島根県告示第37号)

利用施設計画の変更

平成元年2月28日  
(島根県告示第223号)

利用施設計画の変更

平成4年8月26日  
(環境庁告示第65号)

利用施設計画の変更(中国自然歩道)

平成7年10月3日  
(島根県告示第691号)

利用施設計画の変更

平成8年9月4日  
(環境庁告示第51号及び53号)

公園計画の全般的な見直し(再検討)

平成9年1月21日  
(島根県告示第44号)

利用施設計画の変更

平成18年7月31日  
(環境省告示第108号)

保護施設計画及び利用施設計画の変更

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表5：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
島根県	邑智郡邑南町市木の一部	32
	浜田市金城町内 国有林島根森林管理署 1211 林班、1230 林班及び 1231 林班 の各一部	1,274
	浜田市金城町 小国、長田及び波佐の各一部	
	浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1210 林班の全部並びに 1227 林班及び 1228 林班の各一部	
	浜田市旭町 市木、来尾、坂本及び都川の各一部	1,274
	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1504 林班、1519 林班、1520 林班及び 1525 林班から 1529 林班までの全部並びに 1503 林班、1505 林 班及び 1521 林班から 1523 林班までの各一部	5,171
益田市匹見町 紙祖、匹見及び道川の各一部		
鹿足郡津和野町内 国有林島根森林管理署 521 林班から 523 林班まで及び 525 林 班の各一部	48	
鹿足郡吉賀町内 国有林島根森林管理署 596 林班から 598 林班までの全部	2,686	
鹿足郡吉賀町 上高尻及び田野原の各一部		
	合 計	9,211

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表6：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
島根県	邑智郡邑南町大字市木の一部	32
	浜田市金城町内 国有林島根森林管理署 1211 林班、1230 林班及び 1231 林班 の各一部 浜田市金城町 小国、長田及び波佐の各一部 浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1210 林班の全部並びに 1227 林班及び 1228 林班の各一部 浜田市旭町 市木、来尾、坂本及び都川の各一部	1,274
	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1504 林班、1519 林班、1520 林班及び 1525 林班から 1529 林班までの全部並びに 1503 林班、1505 林班及び 1521 林班から 1523 林班までの各一部 益田市匹見町 紙祖、匹見及び道川の各一部	5,171
	鹿足郡津和野町内 国有林島根森林管理署 521 林班から 523 林班まで及び 525 林班の各一部	48
	鹿足郡吉賀町内 国有林島根森林管理署 596 林班から 598 林班までの全部 鹿足郡吉賀町 上高尻及び田野原の各一部	2,686
	合 計	9,211

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 7 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
島根県	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1528 林班及び 1529 林班の各一部 益田市匹見町 匹見及び道川の各一部	77
	合 計	77

(表 8 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
表匹見峡	島根県益田市匹見町 匹見及び道川の各一部
裏匹見峡	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1528 林班及び 1529 林班の各一部 島根県益田市匹見町 匹見の一部

地区の概要	面積(ha)
<p>匹見川の上流約4kmにわたって広がる溪谷で、魚飛、長湫、屏風ヶ浦など深い淵が連続し、その両岸は800～1,000メートルの山塊がせまり、特異な景観を呈している。特別保護地区として厳正な保護を図る。</p>	38
<p>中国山地北面に山陵の配列方向と平行してV字状の谷を刻み、そこに急流、深淵、瀑布が連続し溪谷両岸には岩盤が露呈し、特異な溪谷景観を呈している。特別保護地区として厳正な保護を図る。</p>	39
<p style="text-align: center;">合 計</p>	77

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表9：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
島根県	浜田市金城町 長田の一部 浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1227 林班の一部 浜田市旭町 来尾及び坂本の各一部	89
	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1504 林班、1519 林班、1528 林班及び 1529 林班の各一部 益田市匹見町 紙祖及び匹見の各一部	500
	鹿足郡津和野町内 国有林島根森林管理署 521 林班及び 522 林班の各一部	18
	鹿足郡吉賀町内 国有林島根森林管理署 596 林班の一部 鹿足郡吉賀町 上高尻及び田野原の各一部	107
	合 計	714

(表 10：第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
三ツ石山	島根県浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1227 林班の一部
<small>てんぐいし</small> 天狗石山	島根県浜田市旭町 来尾の一部
<small>うんげつさん</small> 雲月山	島根県浜田市旭町 坂本の一部
大佐山	島根県浜田市金城町 長田の一部
奥匹見峡	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1519 林班の一部
<small>おそらかん</small> <small>といしごう</small> 恐羅漢山・砥石郷 <small>やま</small> <small>よごう</small> <small>こし</small> <small>ごり</small> <small>やま</small> 山・横川越・五里山	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1504 林班の一部 島根県益田市匹見町 匹見の一部
裏匹見峡北	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1528 林班の一部 島根県益田市匹見町 匹見の一部
裏匹見峡南	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1529 林班の一部 島根県益田市匹見町 匹見の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
ブナ、ミズナラからなる自然林が残されている地域であり、適正な保護を図っていく。	31
<p>島根、広島の県境の当該区域は、ブナクラス域自然植生の地域で、ブナの自然林と一部にススキ草原がみられ、自然景観の優れた地域である。</p> <p>また、天狗石山は、天然スギが高山特有の奇勝を描き出しており、適正な保護を図っていく。</p>	42
<p>県境の草原化した名山で、高山的景観を呈し、一部にブナクラス域代償植生の樹林地が認められるほかは、ススキを主体にチュウゴクザサ、ショウジョウスゲ、マツムシソウ、トダシバ、マルバハギ等の草原が広く展開し、展望性に優れた地域である。ホトトギス、カッコウ等の鳴き声が聞かれ、特に昆虫類が豊富で学術上貴重な生物群が生息している。</p>	7
ブナクラス域自然植生の地域で、周辺からのランドマークにもなっている自然景観の優れた地域であり、適正な保護を図っていく。	9
クマシデ、トチノキ、カツラ等からなる溪畔性落葉広葉樹林が見られ、自然環境の極めて優れた地域で、国有林の風景林となっており、適正な保護を図っていく。	43
稜線部のブナ、ミズナラその他の落葉広葉樹林帯とススキ草原、ササ草原からなる地域で、一部にスギ、カラマツ林が含まれるが、全体として優れた自然環境があり、適正な保護を図っていく。	165
特別保護地区に隣接し、ウラジロガジを主体としケヤキ、ヤマザクラ等の落葉広葉樹を多く含む溪谷林であり、適正な保護を図っていく。	72
特別保護地区に隣接し、ミズナラ林が主体の地域であり、適正な保護を図っていく。一部、島根大学演習林となっている。	16

名 称	区 域
安蔵寺山	島根県鹿足郡津和野町内 国有林島根森林管理署 521 林班及び 522 林班の各一部 島根県益田市匹見町 紙祖の一部 島根県鹿足郡吉賀町 上高尻の一部
河津	島根県鹿足郡吉賀町内 国有林島根森林管理署 596 林班の一部 島根県鹿足郡吉賀町 田野原の一部
深谷峡	島根県鹿足郡吉賀町 田野原の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>ブナクラス域自然林のスギブナ群落が主体の地域であり、天然スギとブナのコントラストが美しい、自然環境の優れた地域である。また、東側にある伊源谷には、トチノキ、サワグルミを中心とした峡谷植生が見られる。この地域内の市有林は、市民の森に指定され、風致景観保全が図られている。</p>	265
<p>溪谷沿いにツガホンシャクナゲ群落がある地域であり、シャクナゲ自生林は、町指定の天然記念物に指定されており、適正な保護を図っていく。</p>	36
<p>本公園の代表的は景観地であり、アカマツ、コナラが主体となっている林であり、深さ 84mの峡谷とともに、急峻な両側斜面を含め、峡谷と調和した風致景観保全を図っていくものとする。</p>	28
<p style="text-align: center;">合 計</p>	714

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表 11：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
島根県	浜田市金城町内 国有林島根森林管理署 1211 林班の一部	260
	浜田市金城町 長田の一部	
	浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1210 林班の一部	
	浜田市旭町 来尾及び坂本の各一部	
	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1503 林班から 1505 林班まで、 1519 林班から 1523 林班まで及び 1529 林班の各一部	1,616
	益田市匹見町 紙祖、匹見及び道川の各一部	
	鹿足郡津和野町内 国有林島根森林管理署 522 林班、523 林班及び 525 林班の 各一部	30
	鹿足郡吉賀町内 国有林島根森林管理署 596 林班の一部	1,432
	鹿足郡吉賀町 上高尻及び田野原の各一部	
	合 計	3,338

(表 12 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
天狗石山南	島根県浜田市旭町 来尾の一部
雲月山	島根県浜田市金城町内 国有林島根森林管理署 1211 林班の一部 島根県浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1210 林班の一部 島根県浜田市旭町 坂本の一部
大佐山	島根県浜田市金城町 長田の一部
恐羅漢山西	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1504 林班及び 1505 林班の各一部
奥匹見峡	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1519 林班の一部 島根県益田市匹見町 道川の一部
岩倉山東県境	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1520 林班から 1523 林班まで及び 1503 林班の各一部
表匹見峡周辺	島根県益田市匹見町 匹見及び道川の各一部
広見川東斜面	島根県益田市匹見町 匹見の一部
裏匹見峡南斜面	島根県益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1529 林班の一部 島根県益田市匹見町 匹見の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
第1種特別地域の天狗石山から伸びるブナ・ミズナラ群落の尾根筋で、落葉広葉樹林である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	5
ミズナラ林が主体で、一部にススキ草原（尾根部）や、コナラ林が見られる高山的景観を有する地域である。また、一部は利用者のための野営場が整備されている。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	78
傍示峠（棒路峠）周辺の地域で、ブナ・ミズナラ群落が在り、大佐山スキー場等の利用施設地として造成された人工草地や植林地が存在する。利用施設との調整を図りながら景観の維持を図っていく。	177
第1種特別地域となっている恐羅漢山の西側の山麓部でブナ及びミズナラ林が主体の地域である。林業活動との調整を図りながら主として、自然林の保全を図っていく。	38
渓谷沿いのアカシデーヌシデ群落とコナラ群落からなる地域であり、利用者のための駐車場が整備されている。林業活動との調整を図りながら主として、自然林の保全を図っていく。	64
県境稜線の地域で、ブナ林及びチシマザサ等のササ草原からなっている。一部公団造林地となっている。林業活動との調整を図りながら、主として、稜線景観、自然林の保全を図っていく。	54
表匹見峡特別保護地区に隣接し、サカキウラジログシ群落及びコナラ群落からなる地域であり、林業活動との調整を図りながら、主として、自然林の保全を図っていく。	411
渓谷沿いから東斜面にかけて、ミズナラ林が見られ、良好な景観を呈している。林業活動との調整を図りながら、主として、自然林の保全を図っていく。	205
特別保護地区、第1種特別地域となっている裏匹見峡を中心とした地域に隣接し、ミズナラ林が主体の地域である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	185

名 称	区 域
赤谷山・寂地峡・ 広高山北県境	島根県益田市匹見町 紙祖及び匹見の各一部
安蔵寺山	島根県益田市匹見町 紙祖の一部 島根県鹿足郡津和野町内 国有林島根森林管理署 522 林班、523 林班及び 525 林班の各一部 島根県鹿足郡吉賀町 上高尻の一部
河津峡・深谷峡	島根県鹿足郡吉賀町内 国有林島根森林管理署 596 林班の一部 島根県鹿足郡吉賀町 田野原の一部
深谷峡	島根県鹿足郡吉賀町 田野原の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>広高山から赤谷山へと北に連なる県境稜線の地域で一部が町有林となっている。ブナ、ミズナラ、ウラジロガシ等の自然林と、その間にスギ、ヒノキの植林が混在する。林業活動との調整を図りながら、主として稜線景観、自然林の保全を図っていく。</p>	608
<p>第1種特別地域の安蔵寺山に隣接する地域で、ブナ、ミズナラ、コナラ等の樹林とアカマツ、スギ、ヒノキ等の植林が混在する地域である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。</p>	781
<p>第1種特別地域の河津峡、深谷峡の背景となる地域で、ミズナラ、ツガ、コナラ等の樹林や、スギ、ヒノキの植林が混在しており、主として、自然林を保全し、農林業活動との調整を図りながら、景観の維持を図っていく。</p>	708
<p>第1種特別地域となっている深谷峡に隣接する上流及び下流地域について、主として自然林を保全し、農林業活動との調整を図りながら、景観の維持を図っていくものとする。</p>	24
<p style="text-align: center;">合 計</p>	3,338

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表 13：3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
島根県	邑智郡邑南町市木の一部	32
	浜田市金城町内 国有林島根森林管理署 1211 林班、1230 林班及び 1231 林班 の各一部 浜田市金城町 小国、長田及び波佐の各一部 浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1210 林班及び 1228 林班の各一部 浜田市旭町 市木、来尾、坂本及び都川の各一部	925
	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1525 林班から 1527 林班までの全部 及び 1503 林班から 1505 林班まで、1519 林班、1520 林班、 1528 林班及び 1529 林班の各一部 益田市匹見町 紙祖、匹見及び道川の各一部	2,978
	鹿足郡吉賀町内 国有林島根森林管理署 597 林班及び 598 林班の全部並びに 596 林班の一部 鹿足郡吉賀町 上高尻及び田野原の各一部	1,147
	合 計	5,082

(表 14：第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
阿佐山 三石山 大暮川源流	邑智郡邑南町 市木の一部 浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1228 林班の一部 浜田市旭町 市木、来尾の各一部
一兵山 山家山雲 月山 大潰山	浜田市金城町内 国有林島根森林管理署 1211 林班、1230 林班及び 1231 林班の各一部 浜田市旭町内 国有林島根森林管理署 1210 林班の一部 浜田市金城町 小国、長田及び波佐の各一部 浜田市旭町 来尾、坂本及び都川の各一部
大佐山 東八幡原 掛頭山	浜田市金城町 長田の一部
奥匹見峡東	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1519 林班及び 1520 林班の各一部
奥匹見峡西	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1519 林班の一部 益田市匹見町 道川の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>県境沿いの稜線部で、ブナ林、スギの植林が見られる。タラノキ・ウラジロガシ群集の地域であったが、公社、公団造林地となっている。また、瑞穂スキー場が一部にある。</p>	86
<p>公園北部の県境沿いの稜線部及び雲月山の周辺ゾーンで、ブナ、ミズナラ、ウラジロガシ等の自然林の間にスギ、ヒノキの植林地が多く見られる。</p> <p>雲月山の第1種及び第2種特別地域の緩衝地帯としての役割を果たしている。</p>	817
<p>稜線部はブナ、ウラジロガシ、モミ等の樹林地でその中にスギ、ヒノキ等の植林地が入り、大佐山では県境沿いにミズナラ林及びチマキザサ群落が見られる。八幡原では、水田、人口草地等がある。</p> <p>掛頭山は、山頂の第1種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、ササ草原が広がり芸北国際スキー場のリフトの山頂駅がある。</p> <p>農林業を主とした地域で、これに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく。</p>	54
<p>奥匹見峡の背景林で、ミズナラ林の地域である。</p> <p>この地域は、奥匹見峡の第1種及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。</p>	78
<p>小尾根部でミズナラ林とスギ等の植林地が混在する地域である。</p> <p>この地域は、裏匹見峡の第1種及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。</p>	36

名 称	区 域
亀井谷上流	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1503 林班から 1505 林班までの各一部
表匹見峡西	益田市匹見町 匹見及び道川の各一部
広見山～青路頭・ 恐羅漢山五里山～ 三坂山・吉和西	益田市匹見町内 国有林島根森林管理署 1525 林班から 1527 林班までの全部及び 1528 林班並びに 1529 林班の各一部 益田市匹見町 紙祖及び匹見の一部
裏匹見峡南	益田市匹見町 匹見の一部
ガクガク山	鹿足郡吉賀町内 国有林島根森林管理署 597 林班及び 598 林班の全部並びに 596 林班の一部 益田市匹見町 紙祖の一部
猿走り	鹿足郡吉賀町 上高尻及び田野原の各一部
尾路地	鹿足郡吉賀町 田野原の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>亀井谷の最上流部で、ミズナラ林及びブナ林が見られる地域である。</p> <p>この地域は、恐羅漢山の第1種及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。</p>	51
<p>一部にミズナラ林も見られるが、スギ等の植林地が主体になった地域である。</p> <p>この地域は、表匹見峡の第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。</p>	256
<p>標高の高い部分にブナ、ミズナラ、稜線の一部にススキ草地が見られるほかは、大部分がスギ・ヒノキ等の植林地となっている地域である。</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく。</p>	2,536
<p>裏匹見峡の南側及び地番指定のスギ植林地である。林業活動が主としてなされる地域であり、このことに十分配慮した上で、景観保全を図っていく。</p>	9
<p>一部にミズナラ、ブナ等の広葉樹林も見られるが、スギ等の植林地が主体となった地域である。</p> <p>林業活動が主としてなされている地域であり、このことに十分配慮した上で、景観保全を図っていく。</p>	172
<p>ミズナラ林、アカマツ林、植林地が混在している地域である。</p> <p>この地域は、農林活動が主としてなされている地域であり、このことに十分配慮した上で、景観保全を図っていく。</p>	940
<p>スギ、ヒノキ等の植林地である。この地域は、河津、深谷地区の第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。</p>	47
<p style="text-align: center;">合 計</p>	5,082

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 15：地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別					
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私
島根県	土地所有別面積	32	0	45	166	338	210
	地種区分別面積 (比率)				714 (7.8)		
	地域地区別面積 (比率)	77 (0.8)					
	地 域 別 面 積 (比率)						

(単位：面積 ha、比率%)

地 域						合 計		
第2種			第3種			(陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
248	333	2,757	1,323	1,337	2,422	1,769	2,008	5,434
		3,338			5,082			
		(36.2)			(55.2)			
					9,134			
					(99.2)			
					9,211			9,211
					(100)			(100)

(イ) 地域地区別市町別面積

(表 16 : 地域地区別市町別面積総括表)

地域地区 市町名		特別地域					合計 (陸域)
		特保	第1種	第2種	第3種	小計	
島根県	邑智郡	邑南町	0	0	0	32	32
	浜田市		0	89	260	925	1,274
	益田市		77	500	1,616	2,978	5,171
	鹿足郡	津和野町	0	18	30	0	48
		吉賀町	0	107	1,432	1,147	2,686
合計		77	714	3,338	5,082	9,211	

(5) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 17：単独施設表)

番 号	種 類	位 置
1-1	スキー場	島根県邑智郡邑南町市木 (瑞穂)
1-2	スキー場	島根県浜田市金城町長田 (大佐山)
1-3	スキー場	島根県浜田市旭町来尾 (三ッ石山)
1-4	園地	島根県浜田市旭町坂本 (雲月山)
1-5	野営場	〃 ( 〃 )
1-6	駐車場	島根県益田市匹見町道川 (奥匹見峡)
1-7	園地	島根県益田市匹見町匹見 (表匹見峡)
1-8	園地	〃 (裏匹見峡)
1-9	宿舎	〃 ( 〃 )
1-10	野営場	〃 ( 〃 )
1-11	駐車場	〃 ( 〃 )
1-12	野営場	島根県鹿足郡吉賀町上高尻 (安蔵寺山山麓部)
1-13	野営場	島根県鹿足郡吉賀町田野原 (長瀬峡)
1-14	園地	〃 (洞堂の滝)
1-15	園地	〃 (深谷)
1-16	野営場	〃 ( 〃 )
1-17	駐車場	島根県益田市匹見町紙祖 (大神ヶ岳)

整備方針	旧計画との関係
瑞穂地区の利用者のためのスキー場として整備する。	平成元. 1.17告示 島根県告示第37号
大佐山地区の利用者のためのスキー場として整備する。	平成元. 1.17告示 島根県告示第37号
三ツ石山地区の利用者のためのスキー場として整備する。	平成元. 1.17告示 島根県告示第37号
雲月山地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。	昭和52.11.11告示 島根県告示第850号
既存の野営場の改良と環境改善を主体に整備する。	昭和52.11.11告示 島根県告示第850号
奥匹見峡地区の利用者のため、既存駐車場の改良整備を図る。	昭和58.9.30告示 島根県告示第1013号
表匹見峡地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。	平成9.1.21告示 島根県告示第44号
裏匹見峡地区の利用拠点として、園地を整備する。	昭和48.3.13告示 島根県告示第180号
裏匹見峡地区の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭和48.3.13告示 島根県告示第180号
既存の野営場の改良と環境整備を主体に整備する。	昭和48.3.13告示 島根県告示第180号
裏匹見峡地区の利用者のため、既存駐車場の改良整備を図る。	昭和48.3.13告示 島根県告示第180号
安蔵寺山の利用拠点として、山麓部に野営場を整備する。	平成7.10.3告示 島根県告示第691号
長瀬峡地区の利用拠点として、野営場を整備する。	平成7.10.3告示 島根県告示第691号
深谷地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。	昭和62.9.11告示 島根県告示第920号
深谷地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。	昭和60.4.19告示 島根県告示第385号
既存の野営場の維持整備を図る。	平成元. 2.28告示 島根県告示第223号
大神ヶ岳、赤谷山の登山利用者のため、既存駐車場の改良整備を図る。	新規

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 18 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	匹見峡 上吉和線	起点－島根県益田市 (道川・国定公園境界) 終点－島根県益田市 (匹見・国定公園境界)  起点－島根県益田市 (匹見・国定公園境界) 終点－広島県廿日市市 (字吉和西・国定公園境界)	表匹見峡、裏匹見峡、 五里山
2	長者原深谷線	起点－広島県山県郡安芸太田町 (字向真入・国定公園境界) 終点－広島県山県郡安芸太田町 (田代出合) 終点－島根県益田市 (上匹見・国定公園境界)  起点－島根県鹿足郡吉賀町 (上高尻・国定公園境界) 終点－島根県鹿足郡吉賀町 (田野原・県境界)	小坂、餅ノ木、田代、 田代出合、横川、牛小 屋高原集団施設地 区、水越峠、細見谷上 流、紙祖、河津峡、 深谷峡

整備方針	旧計画との関係
<p>島根県の表匹見峡と裏匹見峡を結び、中津谷川に沿って本公園を横断し、広島県廿日市市吉和に至る道路で、途中、計画車道長者原深谷線（緑資源幹線林道大朝鹿野線）と交差する。公園利用上重要な車道として整備する。</p> <p style="text-align: center;">（国道 488 号、一般県道波佐匹見線）</p>	<p>平成 8. 9. 4 告示 環境庁告示第 51 号</p>
<p>広島県山県郡北広島町大字長者原、小坂を経て、三段峡奥、牛小屋高原集団施設地区（枝線として田代出合に至る。）、水越埜、細見谷奥等を結び、広島県益田市匹見町側に至るとともに、島根県吉賀町安蔵寺エリアと深谷エリアを結ぶ車道として整備するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（国道 191 号・緑資源幹線林道大朝鹿野線）</p>	<p>平成 8. 9. 4 告示 環境庁告示第 51 号</p>

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 19 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1-1	奥匹見三の滝線	起点—島根県益田市 (三の滝・歩道分岐点) 終点—島根県益田市 (広見・歩道合流点)	奥匹見峡 恐羅漢山
1-2	恐羅漢山登山線	起点—島根県益田市 (広見・車道分岐点) 終点—島根県益田市 (広見・歩道合流点)	恐羅漢山 広見川
1-3	裏匹見峡線	起点—島根県益田市 (夫婦橋・歩道分岐点) 終点—島根県益田市 (魚飛・歩道合流点)  起点—島根県益田市 (鈴ヶ嶽下・歩道分岐点) 終点—島根県益田市 (広見)	
1-4	大神ヶ岳登山線	起点—島根県益田市 (紙祖・車道分岐点) 終点—島根県益田市 (匹見・赤谷山)	大神ヶ岳
3	中国自然歩道線	起点—島根県益田市 (元組・国定公園境界) 終点—島根県益田市 (三の滝・歩道合流点)  起点—島根県益田市 (下道川・国定公園境界) 終点—島根県益田市 (萩原・国定公園境界)  起点—島根県益田市 (ふれあい橋・国定公園境界) 終点—島根県益田市 (裏匹見峡野営場)  起点—島根県鹿足郡津和野町 (左鐙・国定公園境界) 終点—島根県益田市 (伊源谷・国定公園境界) 終点—島根県鹿足郡津和野町 (香仙原・国定公園境界)	奥匹見峡  表匹見峡  裏匹見峡  安蔵寺山 伊源谷 香仙原
4	安蔵寺山寂地峡線	起点—島根県鹿足郡吉賀町 (上高尻・歩道分岐点) 終点—広島県廿日市市 (字吉和西・歩道合流点) 終点—山口県岩国市 (西奥)	安蔵寺山 河津 寂地山

整備方針	旧計画との関係
奥匹見峡の散策ルート、さらには恐羅漢山登山ルートとして整備する。	平9.1.21告示 島根県告示第44号
島根県側からの恐羅漢山への登山ルートとして整備する。	平9.1.21告示 島根県告示第44号
裏匹見峡の散策ルートとして整備する。	昭58.2.22告示 島根県告示第246号
大神ヶ岳、赤谷山の登山ルートとして整備する。	新規
案内板の設置、歩道の修理など、中国自然歩道としての利用に対応した整備を行う	平8.9.4告示 環境庁告示第51号
島根県の安蔵寺山から島根県境の河津、寂地山を経て、寂地峡及び広島県境に至る登山道、縦走路、探勝歩道として整備を図る。	平8.9.4告示 環境庁告示第51号